

使用許可申請（新規）のご案内

1 提出書類

	チェック	書類名
(1)	<input type="checkbox"/>	レクリエーション等施設使用許可申請書（様式第7号）
(2)	<input type="checkbox"/>	誓約書（様式第1号）
(3)	<input type="checkbox"/>	利用者名簿作成確認書（様式第1号の2）
(4)	<input type="checkbox"/>	備品申告書（様式第1号の3）
(5)	<input type="checkbox"/>	損害賠償責任保険証書の写し（加入の場合） ※ 誓約書の3の表に保険の内容を記載した場合は不要
(6)	<input type="checkbox"/>	船舶検査証書の写し
(7)	<input type="checkbox"/>	小型船舶登録事項通知書の写し
(8)	<input type="checkbox"/>	住民票抄本（申請者が岩手県外に住所を有する場合に限る。）、 登記簿抄本（申請者が法人である場合に限る。）
(9)	<input type="checkbox"/>	航行予定区域を示す図面

2 提出先

〒028-7995

岩手県九戸郡洋野町種市23-27

洋野町水産商工課

種市フィッシャリーナ担当 宛

3 年間使用料等

（単位：円）

船の長さ (端数切上げ)	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	1mにつき 1日あたり
棧橋	109,500	131,400	153,300	175,200	197,100	60円
岸壁 船揚場	18,250	21,900	25,550	29,200	32,850	10円

※1年＝365日の場合

使用料は申請期間分を前納いただいておりますが、途中で使用を停止した場合、残期間分の使用料はお返しできませんのでご了承願います。船舶を売却する予定がある場合などは、その期日までの申請も可能です。

4 損害賠償責任保険について

プレジャーボート等の利用者は、万が一の水難事故の発生等に備え、損害賠償に備える必要があります。事故等が発生した場合の高額損害賠償請求への備えとして、損害賠償責任保険への加入を強くお勧めします。

5 施設の指定管理者

洋野町（役場：水産商工課 ☎0194-65-5916）

ご利用の流れ

① 空き状況の確認

事前に下記指定管理者までお問い合わせください。

指定管理者：洋野町水産商工課

☎ 0 1 9 4 - 6 5 - 5 9 1 6

↓

② 申請書類の提出

- (1) レクリエーション等施設使用許可申請書（様式第7号）
- (2) 誓約書（様式第1号）
- (3) 利用者名簿作成確認書（様式第1号の2）
- (4) 備品申告書（様式第1号の3）
- (5) 損害賠償責任保険証書の写し（加入の場合）
※ 誓約書の3の表に保険の内容を記載した場合は不要
- (6) 船舶検査証書の写し
- (7) 小型船舶登録事項通知書の写し
- (8) 住民票抄本（申請者が岩手県外に住所を有する場合に限る。）、
登記簿抄本（申請者が法人である場合に限る。）
- (9) 航行予定区域を示す図面
(1)～(9)を指定管理者（洋野町水産商工課）へ郵送又は持参してください。

↓

③ 使用許可指令書等の交付

- (1) 使用許可指令書
- (2) 納付書
(1)及び(2)その他施設利用にあたり必要なものを郵送しますので、納付書に従い使用料を納付してください。
なお、使用料は前納としており、途中で使用を停止した場合、残期間分の使用料はお返しできません。船舶を売却する予定がある場合などは、その期日までの申請も可能です。

↓

④ 使用開始

誓約書、使用許可指令書に記載された内容をご確認いただき、特に下記の事項にご留意の上、事故等のないようご使用ください。

- (1) 事故防止に努め、万一、第三者や施設に損害を与えた場合は使用者の責任で処理すること。
- (2) 船舶停係泊中の荒天時避難、防犯対策、船舶や備品等管理の一切は、使用者の責任とし、管理者の責任は問わないこと。